

第二十八回 参議院大蔵委員会會議録第二十六号

昭和三十三年四月八日(火曜日)午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員 河野 謙三君
理事 木内 四郎君
西川 基五郎君
小笠原 三三君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
木暮 武太夫君
土田 国太郎君
宮澤 喜一君
廣瀬 久忠君
山本 米治君
大矢 正君
栗山 良夫君
野澤 勝君
杉山 昌作君
前田 久吉君
野坂 参三君

委員外議員

農林水産委員長 重政 康徳君

衆議院議員

竹山 祐太郎君
内藤 友明君

政府委員

大蔵省為替局長 酒井 俊彦君
国税庁長官 北島 武雄君

事務局側

常任委員 木村 常次郎君
会専門員

説明員

国税庁周税部長 泉 美之松君

本日の會議に付した案件

○たばこ耕作組合法案(衆議院提出)

○たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○租税及び金融に関する調査の件(租税行政に関する件)

○委員長(河野謙三君) これより委員會を開きます。

提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(竹山祐太郎君) たばこは議題となりましたたばこ耕作組合法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げさせていただきます。

本案は、御承知の通り、昨年五月に衆議院に提出されました。継続審議になつておりました案件であります。その際、趣旨につきましては申し上げましたので、詳しい説明は省略をさせていただきますが、その後衆議院、参議院等の御意見を十分尊重いたしまして、衆議院において修正が加えられまして、今回参議院の御審議をいただくことに相なつたわけでありまして、その修正点につきましては、修正案提案者である内藤議員から御説明を申し上げたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(河野謙三君) 引き続きまして内容の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(内藤友明君) 衆議院におきまして、たばこ耕作組合法案に対する修正案を提案いたし、審議を終え

ましたので、これに関する概要を申し上げたいと思ひのであります。

ただいま竹山議員から申し述べましたごとく、衆議院におきましては、昨年の夏以来、数次にわたりまして大蔵委員會の専売小委員會を開きまして、慎重審議を続けておりました。このことにつきましては、十月十日及び十二月十二日の衆議院の大蔵委員會で小委員會における審議の経過をあらまし中間報告をいたしておいたのでありますが、その後さらに検討を加へまして最終案を取りまとめ、今度衆議院を通過いたしました修正案となつたのであります。

修正のおもな点を申し上げますと、まず第一に第三条で「組合の地区は、地区たばこ耕作組合にあっては日本専売公社の定める区域」となつておつたのでありますが、これを適當でないとの意見がございましたので、「政令で定める区域」に改めたのでござい

ます。次に第八条の組合の行方事業のうち特に第三号の「葉たばこの生産上必要な肥料その他の資材の共同購入」につきまして、耕作組合と農業協同組合などとの間に、不必要な競争や摩擦を生ずることのないよう、関係者間において、相互に協調を保つよう努力しなければならぬ旨を規定し、大蔵大臣及び農林大臣が、必要があると認めるときは、これらの団体に對し、あつせん、調停または必要な勧告をすること

ができることとしたしました。次に第十七条の「役員」について、監事の定数は一人以上となつておりま

したのを、二人以上に改め、役員の選挙は、組合員が總會において行うこととし、しかも推選の方法によつて行わないこととし、また代議員会において、役員選挙について、議決すること

ができないうちにいたしましたのであります。次に、第三十七条で、組合員の総数が三百人をこえる地区組合は、總會にかわるべき代議員会を設けることができることになつておりましたが、この組合員の総数を、三百人を五百人に改め、代議員の定数は、七十人以上でなければならぬこととしたしました。

最後に、今回農林漁業団体職員共済組合法が成立いたしましたので、たばこ耕作組合についても、これが適用されることにするよう配慮いたしました。以上が本修正案の概要でございます。

なにとぞ御審議の上、全会一致御賛成願ひたいと思ひのであります。

○委員長(河野謙三君) 速記をやめて「速記中止」

○委員長(河野謙三君) 速記をつけ

○委員長(河野謙三君) 次に、たばこ専売法の一部を改正する法律案を議題といたします。大蔵當局より内容の説明を聴取いたしますが、その前に、衆議院議員内藤友明君から、修正点につ

部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案につきましては、この施行期日が、昭和三十三年四月一日となつておりますので、これを公布の日

に改め、かつこれを四月一日にさかのほつて適用いたそうとするのが修正の趣旨でございます。

なにとぞ御審議の上御賛成のほどお願い申し上げます。

○委員長(河野謙三君) それでは議題をもとに戻しまして、たばこ耕作組

合法案につきまして、農林委員會からお手元に配付いたしました通り、本委員會に申し入れがございました。この際、農林水産委員長重政君から、農林水産委員會を代表して御出席いただいた説明を聴取いたします。

○委員外議員(重政康徳君) 農林水産委員會では、當委員會で御審議になつておりますたばこ耕作組合法案に對して、申し入れをいたしたいと思ひので

ございます。

してその在り方如何は、農業協同組合その他の農業団体と極めて重要且つ深刻な関係に立ち、更にこの法律が成立する場合においては「たばこ耕作組合」は、農林漁業団体職員共済組合に加入することになるのであるから、農林大臣は常時「たばこ耕作組合」の実情を知悉しておく必要がある。仍て農林大臣も「たばこ耕作組合」に対して関与することができよう法律案を修正せられたい。

○委員(河野三三) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員(河野三三) 次に、再びたばこ専売法の一部を改正する法律案を議題といたします。

大蔵当局より説明を聴取いたします。

ちよつと速記をとめて。

○委員(河野三三) 速記を始め

て。 本案に對しましては、委員長、はなはだ不手際でありましたが、政府委員がまだみえておりませんので、内容の説明聴取は後日に譲ります。

○委員(河野三三) 次に、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言願います。

○委員(河野三三) 次にこの際、租税及び金融等に関する調査を議題とし、租税行政について質疑を行います。御質疑のある方は、順次、御発言を願います。

速記をとめて。

○委員(河野三三) 速記を始め

て。 四月三日の大蔵委員会、ビール会社の確定申告数に誤りがあるというのを指摘いたしました。それから、その後当局の説明をいろいろ検討しましたが、なお幾つかの疑問があるわけで、本日はその疑問点について確認して参りたいと思つております。そのつもりでお答えを願いたいと思つております。

最初に、この問題の発展は、三月七日国税局からビールの工場のある各税務署に対して電話指示がいったところから問題が起きたのであります。この電話指示については、先回の委員会でもささしくさうな電話の指示をした、誤り伝えられたか、あるいはそれが何か別の理由であるか、それは別にいたしまして、とにかく電話の指示をしたことについては間税部長はまさしくその通りであるというお答えがありました。そこでその電話をしたのは、間税部長、あなたがなさったのかどうか、その点をまず最初にお聞きいたします。

○説明員(泉美之松君) お答え申し上げます。私が直接電話したのはございません。

○平林剛君 それではだれが指示をしたのか、そしてあなたは直接でないと、こゝ言われますが、あなたはそれ

れを承知して指示をなさったかどうか。

○説明員(泉美之松君) この前申し上げましたように、当初私がビールの概数とそれから確定との間に従来差があるというところに気がつきまして、二月が課税年度の終了になる月であるから、二月分については特に概数と確定との差がないように注意をしてくれということをやつたわけでございます。それを受けて課長補佐の方でいろいろ検討して電話連絡をいたしましたわけでございます。従つて私がさういふ電話連絡のもとになる行為をしたということにつきました。私が責任を感じておりました。まことにさうしたことが起きましたことにつきました。非常に恐縮に存じ、申しわけないと思つております。

○平林剛君 課長補佐とはだれですか。

それからもう一つは一八%という数字は課長補佐から出た数字ですか、あなたの方から今いった確定の差が、概数と確定の差がないように、それは一八%であるからそれを調整するようにと指示して、そこから出た数字ですか。

○説明員(泉美之松君) 前回も申し上げましたように、一八%という数字は課長補佐が概数と確定との間にどうしてさういふ差が出るかということを考えて、未納税出荷石数が正確に引き切られていないから、さういふ間違ひが起るのだ、従つて未納税出荷の石数を正確に引けば合ふのだというふうに考えまして、その際は一八%ということを言つたわけでございます。

○平林剛君 そすると、一八%という数字はそのときあなたも承知しておつたわけですね。

○説明員(泉美之松君) そのとき私は承知しておらなかつたわけでございます。私はただ概数と確定との差があるから、それを今度は課税年度の終りからさういふ差が出ないようにしてくれということをやつたのであります。それを受けて、課長補佐の方でさういふ指示をするときに一八%ということを考えてたわけでございます。

○平林剛君 いずれにしても、あなたは三月三十一日の当委員会において嘘の答弁をなさつてゐる。私がこの問題についてお尋ねをいたしましたときに、国税庁長官は現在までさういふことを知らなかつたという答弁でありました。ところがあなたたはビールのごとにかく売れ行き不振になつた原因がどこにあるかという私の質問に對し、あなたは「御質問の点は、ビールが二月中の出荷が昨年に比べて八六%に落ちたという点に關連してのこと」と思つて、私どもはその原因がどういふ点にあるか、いろいろビール会社に當つて調査しておるのであります。原因が的確にわからないのであります。「お話のよう、減税前に卸、小売が仕入れを控える」といふ点がたしかにありまして、これが減税の対象にならないビールにまで影響をしたことは事実だらうと思つて、三月七日にある程度あなたは今課長補佐としての職責から課長補佐に指令を出して、そしてパーセン

トは今課長補佐が考えた数字であるといふけれども、少くともこのことを知つておつた。そして私がこの質問を行つたのに對し、ただいま読み上げ

たような答弁をなさつたのちに、こまかく指摘をしたから、四月三日の委員会では、その事情を説明いたしましたけれども、三月三十一日は少くとも大蔵委員会の私の質問に對して、さういふ答弁をなさつてゐる。私はさういふ今度のビールの脱税と言われる問題についての疑惑がよけい深められてきておるわけですから、あなたはさういふ誤りであつたということを率直に委員会に對して釈明をしていただきたい。

○説明員(泉美之松君) まことにさういふこともございまして、私は三月三十一日の状態では一八%引いて出せと言つたことを知りませんでしたので、さういふことを申し上げたのでございまして、事実上反しております。私が、私はしかし、今回の事務上の手違いで起きたことであつて、そのために何らかの間に不正な問題があるといふふうにお考へいただくのは非常に心外に存する次第でございます。私自身の発言が當時概数と確定を合せるように言つたことに対して、一八%引くといふところまで知つておりました。さういふ御答弁は申し上げなかつたはずでございます。たださういふことを知つたのがおそかつたために、三十一日に不用意な発言になりましたことをまことに遺憾に思つております。

○平林剛君 今さうすると、一切の責任というのは課長補佐のところから出ている、あなたの指示もきわめてあいまいな指示であることはあとに指摘しますけれども、課長補佐のところから根拠が出た、こゝ理解していいのですか。課長補佐が一八%という数字を出して、そして電話の指示を出した、こゝいふことでありますか。

○平林剛君 今さうすると、一切の責任というのは課長補佐のところから出ている、あなたの指示もきわめてあいまいな指示であることはあとに指摘しますけれども、課長補佐のところから根拠が出た、こゝ理解していいのですか。課長補佐が一八%という数字を出して、そして電話の指示を出した、こゝいふことでありますか。

○平林剛君 今さうすると、一切の責任というのは課長補佐のところから出ている、あなたの指示もきわめてあいまいな指示であることはあとに指摘しますけれども、課長補佐のところから根拠が出た、こゝ理解していいのですか。課長補佐が一八%という数字を出して、そして電話の指示を出した、こゝいふことでありますか。

○平林剛君 今さうすると、一切の責任というのは課長補佐のところから出ている、あなたの指示もきわめてあいまいな指示であることはあとに指摘しますけれども、課長補佐のところから根拠が出た、こゝ理解していいのですか。課長補佐が一八%という数字を出して、そして電話の指示を出した、こゝいふことでありますか。

○平林剛君 今さうすると、一切の責任というのは課長補佐のところから出ている、あなたの指示もきわめてあいまいな指示であることはあとに指摘しますけれども、課長補佐のところから根拠が出た、こゝ理解していいのですか。課長補佐が一八%という数字を出して、そして電話の指示を出した、こゝいふことでありますか。

○説明員(泉美之松君) 間違ひの原因は今申し上げた通りでございますが、事務当局の責任者といしまして私の責任であることは申すまでもないところでございまして、責任を十分痛感いたしております。

○平林剛君 責任の痛感より前に、私は事態というものを明らかにしたい、こう考えておる。その責任についてはのちほどまた全般の事情がわかつてから処置すべきものであつて、まず最初に、私の質問に的確に答えてもらいたい、こう思うのです。そこであなたは課長補佐の責任であるか、あるいはあなたも承知しておることであるか、この点はきわめてまだ明確を欠いております。おりますが、しばしば今回の電話の指示は事務上の手違いだといふ弁明をされている。事務上の手違いとしてはあまりにも見当はずれの手違いです。私はこれは単なる事務上の手違いだけではない、こう思考するものです。なぜかといふと、間税部長の態度からこの裏に何かあるかといふことだけを言うのは当らないかもしれません。三月三十一日に私が資料の提出を求めたところが、国税庁長官は電話をかけてすぐ御返事しますという答弁があつたにもかかわらず、あなたは当然その答弁を聞いてすぐさま指示をしなければならぬにかかわらず、四月三日まで全然なかつた。私は意識的なサボタージュではないかという疑いを持つたのでありますけれども、これは別です。すぐあとに私の手元に、あるいは当委員会に提出された資料を見ますといふと、あなた方は一体ビールについてどんな税法上の取扱ひを行なつてゐるのか、はなはだ疑問に思ふよう

な資料の提出がなされておるのです。そこでもう一つ、四月三日の議事録がまだ手元に入っておりませんから確認をいたしたいと思ひます。それは前回提出された昭和三十三年二月分、会社別ビール移出概数石数調、この中にある移出概数石数、日本麦酒、朝日麦酒、麒麟麦酒、宝酒造、それぞれ合計すると十万二千九百四十九石という数字で説明がなされたが、この移出概数石数というのはいかなるのか、私が質問したのに対し、これは麦酒協会から毎月月初旬に発表されたものを掲げたものですといふ答弁があつたのです。まさしくそれに間違ひありませんか。

○説明員(泉美之松君) お話の通り先般三日の日に提出いたしました会社別ビール移出概数石数調の方は、麦酒協会からの報告をそのまま掲げたのでございまして、平林委員のお言葉に對して弁明いたしましたことになりましたが、私は三月三十一日のとき、平林委員の席にお伺ひいたしました、私の方では実は国税局別の報告しかないのでございまして、このことを申し上げたところ、国税局別の数でもいからそれを出せば、さうおっしゃいましたので、私はそれでいいのかといふに即断したのでもございまして。確かに委員会の席上では工場別に提出したことでございまして、私の場合は工場別には普通通とてませんので、特別にとらなければなりませんので、国税局別でいいのかといふに即断いたしましたして四月三日までさういふ調査をいたしておりませんでした。これは先回も申し上げた点でございまして、その点は私が非常に不注意であつたことでございまして、申しわけないのでございまして。

だいまの四月三日に差し出しました会社別の分はこれは麦酒協会のものでございまして。それから先週のものも金曜日と思ひますが、お手元に差し上げました分は、これは税務署、国税局から報告が集まりましたものを会社別、工場別に提出したものでございまして。ごらんのように朝日麦酒と麒麟麦酒のところで石数が違つております。これは片方が麦酒協会の方から出た数字でございまして、私どももいたしましては税務署、国税局の方から出た数字を信用するよりほかはないと考えております。

○平林剛君 ただいま釈明があらましが、少くとも私は委員会でははつきり課税石数を申告したものを提出していただきたい、こう言つておるのでありますから、そのところをばかしたような資料をお出しになるというのは適當ではない。また私は今回の国税局の特に担当者であるあなたの資料提出の仕方はきわめて不適當なやり方である。特に移出概数石数というものは、これは何も麦酒協会のものを持つてくる必要はないので、毎日あなたの出先の職員はビール会社へ出かけていつて、さうしてビール会社の特別な部屋で厳格な帳簿を確認をして、毎日々々移出石数といふものを確認してははきわめて押しつけておるべきではないかといふ疑いを持つてゐる。移出石数は少しも間違ひのないように正確を期しておるの、私は今までの国税庁の自慢にしている。ところがわれわれの資料要求に對して、わざわざ麦酒協会の報告をまず

出してくるというよりなことでは、あなたの方の看板が泣くわけですか。そこで私はここにもう一つの疑いを持つたのは、この概数報告数と課税石数に違ひがある、それが一八%である、誤まりかどうかは別にしまして、あなたに責任があることですか。さういふ御説明であります。ちつとも一八%の關係は明瞭でないのです。あなたも先回の委員会にも相當ごまかく責任者として調べてきたが、きわめてずさんな答弁をなさる。一八%の根拠をいろいろ説明しましたけれども、どこから引き出してきても一八%という数字は出てこない。きょうは一つ私もその後いろいろなことを調査しまして、あなたの答弁に對して批判力を持つことができませんが、一八%の根拠といふものがどこから生れてきたか。間税部長の責任で一つ答弁をさせていただきます。

○説明員(泉美之松君) 一八%の根拠と申しますのは、前年の三十二年の二月の未納税移出石数が三十二年三月から三十二年の一月までの間の未納税移出石数に對して一八%の割合になつておつたのでございまして。従つて二月分の概数と確数とを合せた処置として、未納税移出石数を正確に引けばいい、そこで一八%引けばいいといふふうにして、未納税移出石数は三十二年三月から三十二年一月までの十一月間の未納税移出石数に對する三十二年二月の未納税移出石数の割合が一八%であつた。従つて本来ならば、三十二年の三月から三十二年の一月までの間の未納税移出石数に對する一八%の数字を出して、それを掛ければいいといふことになるべきはでございますが、

それを掛けるべき数字を誤まつて一八%引く、こゝういふことになつてゐるわけでございます。

○平林剛君 私の手元にビールの月別移出石数調べというのがございまして、三十二年三月から三十二年の二月までの一年間にわたる概数と確数の調べがあります。あなたの方から出たのだからあなたも多分御承知になつてゐると思ひます。もう一つは昭和三十三年三月から昭和三十三年二月までの概数と確数との調べが出ております。他の委員はお持ちになつておられないからここに恐縮でありますけれども、具体的に数字をあげて一八%の根拠を説明して下さい。

○説明員(泉美之松君) 平林委員のお手元に差し上げましたビールの月別移出石数調べというのには概数と確数との間が三十二年のときにはそれほど差がなかつたのに、三十二年のときにこのような差が出たので、概数と確数とを合せると言つたといふ根拠の数字でございまして、私がただいま申し上げました一八%と申しますのは、三十二年三月から三十二年の一月の間の未納税の移出総石数が三万七千七百三十三石になつておるわけでございまして、それに對しまして、三十二年二月分の未納税移出石数の總額が六千六百三十九石でございまして、一八%正確に申し上げますと一七・五九%になつてゐるわけでございまして、これを切り上げて一八%と考へて、一八%という数字を出しました。それを引けば概数と確数が合うのだといふふうで即断したところ、今回の間違ひの原因が起きたわけでございます。先ほども申し上げましたように、こゝういふふうにし

て出しますならば、今度二月分のところまで引くべきものは、三十二年三月から三十三年一月の間の未納税移出石数の総額に一八%をかけたものを二月分の総移出石数と見まして引いておけば大体合ふという勘定になるわけですが、その適用を誤ったということがあるわけでございます。

○平林剛君 相当調べてきたのだが、あなたの説明を聞いただけではちつともびんとこない。何のためにそういうことが必要であつたかということも明瞭でございせん。具体的にお尋ねしますが、三十三年二月の概数は、当初提出をせられたとき十萬二千九百四十九石になつてた。これはあとであなたの方は訂正をされて、ほんとうは十二萬何千石であつたと、それがはつきりして参つたのでありますが、その十二萬何千石の概数をどういうふうにされたら、今言つためんどくさい数字の一八%になつて、それがどういう合理的な性格を持つことになるのですか。

私はそこがちつともわからないうのです。今度この事件が起きなければ、明らかにビール四社の移出石数は十萬二千九百四十九石にかけるところの一八%プラスしたものに成つていたわけですね。一八%減らして申告をさせたのでありますが、それは誤まりだと、こつちういふわけですね。そこで、十萬二千九百四十九石に一八%を足したものが実際の庫出し移出石数で、それをどういふふうに出発させたか今のつじつが合つてくると、こつちう考へてあなたが指示されたのですか。つまり、どういふふうに指示すればあなたがこつちうで説明したようなことに目的が達せられたのですか、そういうことをちつと合理性を説明して下さい。

○説明員(泉美之松君) これは間違ひでありますので、なかなか合理的に説明が困難なことで、まことに申しわけないのでございしますが、私が申しましたのは、従来この概数と確数との間にこんな差異がある。従つて、今度概数の報告をするときには確数とあまり差がないような報告を求めてくれということを言つたのであります。それを受けて、課長補佐が、どうして概数と確数の差があるかということを考えて、まあ普通に考えられるのは、概数と確数との差を生ずるのは戻し税があるからであります。戻し税がそんなにあるはずがない。とすれば、これは結局概数を出すときに、実際の庫出し石数の中から未納税移出石数を引いたのが概数になつて出てくるべき筋なのでございしますが、その未納税移出石数を正確に引いておらないから、こつちういふような概数と確数との間が非常に差が出てくるという事になるのではないかとこつちうに考えまして、それでは未納税移出石の石数をきちんと引くには、未納税移出石の石数をきちんと調べてみようと、先ほど申し上げましたように、三十一年の三月から三十二年の一月までの間の未納税移出石の石数を調べてみると、三萬七千石ある。それに対して、三十二年の二月の未納税移出石数は一八%に當つておつた。従いまして、それには見合一八%の未納税移出石の石数をきちんと引いてれば、概数と確数は、戻し税の關係がありましかつちう多少は差があらふましかつちう、ほぼ合ふだらうといふふうに考えたのであります。そのときに指示を誤りまして、一八%を引け

ということを言つたわけでありまして。そこに間違ひの生じた理由があるわけでございます。

○平林剛君 私は、何年何月何日までにとつちう統計をいじくりまわして、そつちうして無理に一八%の理由を聞こつちうとは思つていないのです。その数字がどつちうから出てきたかということが一番重要な問題になつてくるのです。それから、あなたが今概数と確数との間にいろいろ違いがあるといふお話がありました。それは確かに、私の手元にある資料では、三十二年三月から三十三年二月までの数字を見ますと、概数と確数との間には合計して一萬二千九百四十九石の差があります。多い月では二千三百七十六石も概数と確数が違つておる。少い月でも二百九十四石も違つておる。年間にすると、一萬二千九百四十九石です。概数といふものがもし間違ひがなければ、この差が一萬二千九百四十九石といふのは、一年間にわたつて税額にすれば二億四千萬円の税額がどつちうか消えておることになるのです。今あなたはこれを、戻し税があるからそんなに多くはない、そつちうすればあと未納税移出があるからと、こつちうおっしゃいます。そのところでは私は調べてみた。あなたの未納税移出があるからといふことだけではどうも納得ができないのです。そこで、私の持つてゐる資料御承知でしょう。この資料の概数、それから確数といふ、それぞれの数字は、大体比較対照すべき性質のものではないぢやないですか。あなたが今日まで説明をしたのによれば、この概数といふのは麦酒協会の発表したものである。確数といふのは、これは国税庁がつかむことができ

るものである。その比較対照になるべき性質のものではないものを掲げておいて、それに差石数があつて、それがどつちうのこつちうの説明では、根本から違つてくるのではないですか。それと、この概数といふ数字は、まさしく酒税法第二十四条に規定する移出石数と見ていいのですか。

○説明員(泉美之松君) お手元に差し上げておきます資料の概数と申ししますのは、これは先般申し上げましたように、普通は確数の方は、ある月分を翌月の十日までに税務署に申告して、その月末までに国税庁に報告する数字でございまして、それでは酒税行政上おそくなりまふので、早く求めたいといふことから、ある月分の数字を国税庁に十日までに報告を求め、その十日までには報告を求め、税務署の方では二日、三日、四日ごろの間に工場から電話で報告を受けまして、それを国税局に報告し、それから国税局から国税庁に報告を参るのでございまして、お手元に差し上げてある概数は、これは麦酒協会の数字ではございせん。税務署、国税局から国税庁に集まつた数字でございまして。従つて、その集まつた数字と一月おくれになつて集まつた数字との間に差があるといふことは、やはりそこにとつちういふ原因でどういふ差が生じたかといふことを考えるべき問題はあつたわけであり

ます。

○平林剛君 とにかく、あなたの説明はどつちうも納得できないし、實際上の課税のし方に対してはなほ疑問を感じておる。私は、こつちう酒税の課税に對しては厳格なやり方をとつておつて、毎日税務署の職員が行つておつ

て……、先ほど申し上げたようなやり方をとつておるのですから、その限りにおいては今の説明は納得できません。しかし、次の質問に移りますが、その後この指摘があつて後に、国税庁は修正をするための措置をとられたと思ひます。国税庁長官、文書でやつてもらいたいという要求をしていただきましたが、どういふ文書をお出しになつて、どういふ措置になつておるか、現況について御報告をお願いしたい。

○政府委員(北島武雄君) この点につきましては、先般とちがはず閣議部長より電話で指示いたしましたのでございしますが、電話では不確かでございますので、さらに私の名前をもつて、書面をもつて訂正措置をいたさせまして、こつちういふふうに申し上げたのであります。四月四日付をもちまして、私の名前でも、各国税局長宛てと申しまして、「ビールの2月分の移出石数に対する課税について」といふ表題をもちまして、内容としたしましては、

ビールの移出石数については、従来酒税課税石数の概数報告と酒税課税高表との間に誤差が多いので、特に課税年度の最終月に當る關係もあつてその酒税課税石数の概数報告による石数が課税高表の石数に符合するよう指示したところであるが、当庁においてその指示を誤つたため、2月分の移出石数を過少に申告する事態を生じたの申告に基いて課税が行われてゐるのではないかとお思はれるので、早急に2月分移出石数を確認のうえ、もし不足税額があるときは、これを直ちに徴収決定して納付させるよう措置されたい。

なお、不足税額を徴収決定したときは、その税額等を別紙の様式により4月20日までに報告されたい。

こういふふうの文書をもって確かに指示いたしまして、これによって申告をし直させ、不足分を徴収決定するということにいたしております。

○平林剛君 課税石数はまだ確定をしておらないのですか。今日まで申告し直させたのですし、まだそれは今の文書をやっておるだけであつて、国税庁の方にはあらためて修正申告をしたものは来ていない、そう理解していいんですか。

○説明員(泉美之松君) 先ほど申し上げました正式な文書による報告は参つておりませんけれども、電話報告が参つております。

○平林剛君 数字を上げて下さい。

○説明員(泉美之松君) 電話報告によりますと、十二万五千七百七十八石といたつておられます。

○平林剛君 十二万五千七百七十八石は、大体先ほど指摘した間違ひの申告、十萬二千九百四十九石に問題となつた数字一八%を大体プラスしたものに幾らか多いが、その関係はどういうふうになりますか。

○説明員(泉美之松君) これは約一八%になつておるはずでございますが、先般資料を提出いたしましたように、概数の方では十萬二千九百四十九石という報告があつたのでございまして、申告石数の方が、十萬三千二百十六石でございまして、不足の分が二萬二千五百六十二石あつたわけでございます。もとの十二萬五千七百七十八石に対しては、一八%以内、十

七%幾らの数字になつておるのであります。

○平林剛君 単純な計算ですけれども、最初の十萬二千九百四十九石というの誤りであつて、一八%減らせるといふ指示を出したので、誤つたのであるから、移出石数といふのは一八%をプラスしたものである、従つて今回提出された十二萬五千七百七十八石といふのは、その誤りを直したものである。それだけで終ると、あなたは先回の委員会から私どもの質問していただくとつじつまが合はなくなつてくるのです。少くとも三十三年二月に、今までの問題となつて差石数を調整するならば、三十二年度に起つておる一萬二千四百四十四石といふ差石数の解決は放置されたことになりはしませんか。

○平林剛君 数字を上げて下さい。あなたの方にはわざわざ電話で指示をし、こつちの方には必要を感じた純然たる一萬二千四百四十四石はそのまま放置するといふ結果になるやありませんか。これはどういふ措置をとらせるのですか。

○説明員(泉美之松君) 一萬二千四百四十四石といふ数字は、従来の概数と確数との差の累計が一萬二千四百四十四石になつてゐる、それと差があるのはおかしいと申し上げたのであります。従つて一萬二千四百四十四石を調整するために今度さういふことを申したといふのじやないものであります。従来一萬二千四百四十四石も違ふやうな誤差が生じてゐるから、さういふ誤差のな

まして、一萬二千四百四十四石を調整するといふ意図はなかつたわけでございます。ただ平林委員のお話しのようによつて、概数と確数との間に、一萬二千四百四十四石の差があるといふことは戻し税の關係と普通考えられるわけでありまして、戻し税の關係にしてはいささか量が多くなつて、従つてこの差がどういふ理由によつて生じたかといふ点がたしかに問題でございまして、先ほど申し上げましたように、私の方の担当者は、概数も確数もある月分の庫出しの全体から未納税出荷の石数を引いて出すものでございまして、その未納税出荷の石数が伝票の整理なんかがおくれておりました、翌月の二日、三日ごろに引く關係上、十分未納税出荷の石数が引き切られておらないのじやないかといふ疑いをもつて今回のような誤まつた指示をいたした次第でございまして、差石数が一萬二千四百四十四石あることはたしかに問題でございまして、これにつきましてはどういふ理由によつて生じたかといふことを、今まで申し上げましたやうなことが考えられるわけでありまして、なお十分調査をしなればならないと考へております。

○平林剛君 今回の質疑の中から、新たに差石数があるといふことについて、これまで私は無関心たり得ないもので、この問題についてはまたあらためて国税庁の今後の取扱いについて見ておられますから、国民全般に疑問を残さない、納得した形で解決をはかることを希望し要求いたしておきます。

そこで国税庁長官に最後にお尋ねいたしますが、今回のこの措置の解決は、ただ誤まつた数字、すなわち三月十日の法律では十日に申告をしたものと、今回修正して申告をさせたものの差だけの税額を徴収するといふこととおさめるつもりですか、酒税法第五十五条によれば、今回の措置はやはり私は事務上の手違いじやない、なおさういふことで調査をいたしますけれども、ビール会社を主体にして考えれば、これは明らかに故意であります。承知をして間違つた申告をしたわけですから、いかにお役所がこつちを言つたからといつても、いや、わしは、正しい申告をするといふ、正しい納税觀念があれば、こんな大きな問題には発展しなかつた、しかるにそれを承知して今回の申告をしたといふことは、明らかに酒税法第五十五条、五十六条に反する行為である。だから単に未納税を不足した分を徴収するといふだけでは、將來酒税法の取扱いから見てもこれは適當なやり方ではありません。もし將來何かの間違ひで他の酒造会社と同じやうな措置をやつたときに、国税庁はしめしがつかないことになる。法律はやはりこつちの點を戒めて、それぞれ情状によつて高い低いはあるけれども、適當な罰則を設けておるわけなんです。ただ足りなかつた分だけの追徴といふだけで済ませるつもりか。それともこの酒税法に照して何かの措置をとるつもりか。この點を長官からお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 私は法律論から申し上げますと、酒税法の第五十六条の申告を偽つた者といふところに入る危険性が非常にあると思ひます。しか

し、これはもとと業者には責任はないと思ひます。これは国税庁の担当官がたとえ錯覺に陥つたとしても誤まつて指示いたしたものでございまして、その誤まつて指示いたしたものと對しまして、その通り出したからと對しまして、それがかりに税法に違つておりました場合に、私は国税庁を預つてゐる者といひまして、その業者に対して責任を追及するといふことは私はできません。ですから、これはかりに正式に言へば、あるいは当てはまる危険性があると思ひますが、私はこつちの場合におきましては、不問処分にすべきものである、こつちのうに考へます。

○平林剛君 今のお答えはきかぬで不足なんです。さういふことであつては法律の精神といふのは失われてしまふ。私はただ不問に付して、それは国税庁が誤まつて指示したものだから業者には責任がないといふことはあります。やはり責任があります。承知をしてさうして税金を滞納か、もしくは脱税をして、こつちのうにことを行なつた行為ですから、明らかに酒税法に違反をしてゐる。ですから、あなたの言ふ不問に付するといふことはできない。あなたがかりに、幾らか関連があつて間違ひがあつたから、ひげ目を感ぜてさうやつても国民が承知しませんが、私はこの點についてはあなたの答弁がきかぬで不満で納得することができません。国税庁の關係についてはどういふ処置をなさいますか。

○政府委員(北島武雄君) 私はこの指示をいたしました職員、これももし法律的に申しますれば、従犯といふことに相なるかと思ひます。あるいは従犯

ということに相なりかねないのであります。しかしこれも実を申し上げます、私もどうしてこんな間違いが生じたかと思ひまして、いろいろ突つ込んで調査もいたしましたのでありますが、これは私どもにも責任があると思ひます。というのは、今回の酒税法の改正に際しまして、酒の公定価格の改訂のために非常に過重な作業をその課長補佐に言いつけたのであります。何回となく情勢を見ながら新しい資料、新しい資料ということで何枚も作らせてまして、それ

ればこれにこしたことはありません。しかし、多数の国民が今回の問題については多大の疑念を持つておるのでありますから、その疑念を晴らすために、さらに私ども最善を尽すという義務があろうかと思ひます。きょうはあんなにたの容弁、それぞれ不満な点については指摘しておきました。なお行政当局のやり方についてはもう少し様子を見ようと思ひます。それから私どもそれにつけ加えていくつもりであります。本日はこの程度で……。

からもう一つは、たまたま——これは不幸な事態でございますが、酒類業組合法の改正の問題が突然請願がออกมาして、その対策等に追われておりまして、いささか過勞ぎみであつたと思ひます。善意にやつておつたが誤まつてやつた、こういう場合におきまして、私はこれはやはり十分もう少し事應を静かに、たつてからゆつくり考えたいと思うのでございます。そういうふうな過重な仕事を負わせたのは私どもの

十石になつております。

○栗山寛夫君 去年昭和三十三年の二月、これと全く同じ条件のもとにおいて、二月末で締め切つて三月の十日以前に概数報告をとられておると思ひますが、その概数報告はどつてでございますか。

○説明員(泉美之松君) 昨年の二月の概数報告は、十一万九千八百六十でございまして、ただこれも確數とやや差がございまして、確數の方は十一万九千九百

至らないところでございます。そのために当人がこれによって非常に大きなショックを受けるということになりますれば、私も国税庁長官としては非常に相勤まらぬわけでございます。そういう点を十分見きわめた上で処分を考えたと思います。

○栗山夏夫君　そうしますと、去年まあおそらく役所の行政というものは、長い経験と、そうしてそのときどきの情勢を織り込んで判断されるのでしょうけれども、少くも昭和三十二年の二月のときは概数報告と確定申告とびたつと合っているじゃありませんか。

○平林剛君　これは単に国税庁の責任だけでなくて、私はずっと掘り下げていけば何かがある。今日のところはそれをつかんで参りませんので、この程度で差がございいます。

○説明員（泉美之松君）　七百十六石のか、大体。会っているんでしょ。これは、合っているんですね。

質問は留保しておきますが、今日までの答弁、それから問題の性格等から考えてみまして、あなたの承知しないままに何物がある、という感じがしてならないです。幸いこれが間違いないです。

○栗山良夫君　まあそれは十一万石に對してですから、合っていると謂つていいでしょう。

○説明員（泉美之松君）　おおむね合っているといます。

○**粟山辰夫君** まあそれは十一万石に
対してですから、合っていると云って
いいでしょう。

○**説明員(泉美之松君)** おおひね合っ
ていると思います。

○**粟山辰夫君** まあそれは十一万石に
対してですから、合っていると云って
いいでしょう。

○**説明員(泉美之松君)** おおひね合っ
ていると思います。

○**粟山辰夫君** まあそれは十一万石に
対してですから、合っていると云って
いいでしょう。

○**説明員(泉美之松君)** おおひね合っ
ていると思います。

○栗山夏夫君　そうでしょう。そうすると、今平林君とあなたの方の応答を聞いていると、昭和三十三年二月末においても概数報告を一八％控除しろという電話がもしなかったとする。なかったとすればどれだけ出てくるのです。十二万五千七百七十八石におそらく近い数字が出てきたでしょう。どうですか。

○説明員（泉美之松君）　おそらくそういった数字が出たであらうと思います。

○聖山眞夫君　そうでしょう。これをお認めになるね、現実には。電話で取ったらそれだけだと、こう言った。そうするとだね、私は非常に疑問に思うのは、この前もちょっと國連賛同でしたのですが、去年の実績は大体びしょっといっているということ、役所の概数、確定報告の差が非常に少

い。これは非常によくできていると思
うのですよ、僕は。七百石ぐらいの違
いですからね、いいわけだ。そういう
実績、三十二年、三十一年、三十年、
もつと先をずつと聞いてみればわかる
でしょう。おそらくこれは毎年の例で
すから、こういう工合にいつているの
でしょう、びしっと。にもかかわら
ず、特に何を好んでことしの二月だけ
熱練した国税庁の担当官が一八％引く

じゃありませんか。私はこの二点はこの前も閣連質問でたどしましたけれども、どうしてもわからない。きょうも何っているかと、ますますわからなくなります。これは説明がどうしてもわからない。この点はきょうここではっきり私はしておいてもらいたいと思うのですが、どうしてもできなければ私の理解できるように、次回でもいいから説明をしていただきたい。どうなんですか、これは。あなた、新聞の発表を通じて国民をごまかしたのですよ。役所の中でちゃんと承知していることを隠しておいて、あなた売れ行きが落ちたというでごまかしたわけです。新聞の方では——朝日新聞だからこれはほんとうだと思ふ。僕の見たのは朝日だが、これは国税庁に抗議にこなくちゃならぬところですよ、ほんとうのところ。

○説明員(泉美之松君) お答えいたしますが、三十一年の課税年度の際におきましては、実はこれは報告の調理方に誤謬があつたせいだと思つるのでございますが、概数と確数を比較いたしました、確数の方がトータルにおきましては四千五百三十五石多かつたのでございませう。従つて、そのときには、まあ多い方のことでありますので、概数よりも確数の方が多かつたということ

でありますから、別段問題にしなかつたのであらうと思います。当時私、關稅部長でございせんでしたから、どういふ判斷をしたかはよくわかりませんが、いずれにいたしましても、常識的に見まして、概數より確數が多うければ、問題にすべき筋ではなからうと思ひます。

ただ、三十二年の課稅年度につきま

しては、先ほど平林委員の御質問にお答へいたしましたように、三十二年三月から一月までの間に累計いたしましたので、一万二千百四十四石、概数の方が確数より多いという事態を生じておったのでございます。そこで、去年と違って、こゝしはこんなに概数と確数の差の累積ができておるから、この二月の際には十分注意しておかないと、概数と確数の開きがまた大きくなつては困るよ、ということを注意いたしましたのでございます。そこから問題が起きたのでございます。私がそういう注意をしなかつたら、あるいはこういふ問題は起らなかったかと思ひます。まことに恐縮に存じております。

○栗山眞夫君　まあそこはいいよ。私は別に恐縮がつてあやまってもらう必要はちつともないので、事実を確認してるんですよ。どうも理解できないのは、概数報告というものは、あくまでも概数報告でしょう。それと確定数とがびたつと一致しなきゃならぬという理屈はないでしょう。概数報告をとつて、そしてまあ期間が短いですから、そんなに大きな隔たりにならないというのは常識でしょうけれども、確定報告が概数報告に対してフラスになったりマイナスになったりするするのは、これは当然なことでしょう。それを、しい

て合せなきやならぬという理屈が僕にはわからぬ。まず第一にそれがわからぬんですがね。どうして合せなきやならぬか。

○説明員(泉美之松君) これは、私どもの方の世間に対する発表が、概数だけれしか今まで発表しておらないのでありまして、そういう関係からいたしまして、国税庁の統計では、確数だけの

統計が課税統計として表われて参るわけでありませう。そういう関係からいたしまして、合せた方がいいというふうな考えをたわけでございます。

それから先ほどの御質問で、朝日新聞に発表されたという点でございますが、あれは、ちょうど国会に用事がありまして、長官も私もこちらへ参つておる間に発表が行われたのでございまして、そのときに酒税課の者が立ち会ひまして、十分その間の事情を説明しておればよかったのでありますが、ビールがた落ちというところは別段言わなかつたのでありますが、何分にも八六の数字になつてゐるというところから、がた落ちという形容詞が新聞社の方で加えられた。しかし、このことにつきましては、重ねて申し上げますように、間違ひでありましたので、訂正いたしましたような次第であります。

○栗山眞夫君 私、そこまであなた方が、担当した個人々々の問題のやり取りまで通じて答弁を合せられるなら、これははつきりお聞きしておかなきゃなりませんが、その新聞発表せられた日と、新聞発表した人はだれですか。

○説明員(泉美之松君) たしか三月の二十日だったと思ひます。それから、新聞発表は広報の方でいたしましたので、そちらの方で行つたと思ひます。

○栗山眞夫君 そのとき立ち会つた国税庁の酒税課の係官はだれですか。

○説明員(泉美之松君) お答えいたします。当日は、この酒類の移出石数以外に、いろんなものが発表されたと思ひます。国税庁の酒税課の酒税課の方からは、課長補佐が一人立ち会つたのでございます。

○栗山眞夫君 その課長補佐というのは、先ほどの一八%はじき出した御本人ですか。

○説明員(泉美之松君) そうではございません。

○栗山眞夫君 違ふ……、どこの何課の課長補佐ですか。

○説明員(泉美之松君) 酒税課には課長補佐が五人おられますので、そのうちほかの課長補佐が立ち会つております。

○栗山眞夫君 そうすると、もう一つ聞きますが、この間、これは国税庁長官もお認めになつたんですが、新聞発表のときの新聞発表の記事ですね、原稿、これはだれが書いたんですか、この問題に対する。

○説明員(泉美之松君) これは数字だけを發表したのでございまして、その数字は酒税課の方で作つたわけでございます。

○栗山眞夫君 大体わかりました。そうすると、もう一つ伺ひますが、概数報告は一八%引いて報告しろということになりました。各メーカーにもこれは通じて、報告になつておる通りに十萬二千九百四十九石、こういうことになつてゐるわけですか。これに基いて確定申告が役所に集まつてくるのは普通ですといつになりますか、三月ですか。四月になつてからですか。

○説明員(泉美之松君) 報告は三月三十一日まで求めることになつておりますが、郵便の關係などもございまして、やはり二、三日おくれるのが実情でございます。

○栗山眞夫君 おくれる、……、そうしますと、これは肝心なところですが、もし国会で一八%が問題にならなく

て、そうして概数報告は十萬二千九百四十九石になつてゐる、そういう実態の中で、大蔵省が黙つていたときには、一体確定申告はどういうふうになつてきますか。

○説明員(泉美之松君) これは二月分の報告から落して三月分の方に載せていくというふうな結果になると考へるのでございまして、別段それに相当する税金を脱税しようという意圖はございませんので、(そんなことは聞いてやせぬ)と呼ぶ者あり)三月分の確定申告となつて現われてきておつたであろうと考えております。

○栗山眞夫君 それを裏返していきますと、三月三十一日付で出したであろう確定申告は、この概数報告と同じように十萬二千九百四十九石にプラスかマイナスか知りませんが、近い数で出ておつた、一八%控除した額に近い数で出ておつた、こういうふうな理解していいですか。

○説明員(泉美之松君) これは先般、また本日、資料を差し上げましたように、十萬三千二百十六石という数字で申告が出ております。

○栗山眞夫君 わかりました。これは二月分の正式の申告なんですね、十萬三千二百十六石というのは。

○説明員(泉美之松君) さようでございます。

○栗山眞夫君 そうしますと、今あなたのおっしゃつたように、国会で問題になつて、その結果申告のやり直しをして、三月分に含めてやるとおっしゃいましたが、少くとも、脱税問題は別として、このままですと帳消しになつてしまふかどうかという疑問をわれわれ持つておるんだけれども、

それは別として、十萬三千二百十六石が三月三十一日に正式に申告された、その差額の一八%分二萬何千石は一月おくれで申告が国税庁にくる、そういうことになりませう、早くても。

○説明員(泉美之松君) もし今回のごときは正措置をとらなかつたら、そういうことになつたと思ひます。

○栗山眞夫君 そういふことですね、そうしますと、二萬石以上一カ月おくれるというところになると、その総額は四億円だと、四億円に對して少くともその金利だけは國家が損したことになるですね。逆に業者がもうけたことになりませう。

○説明員(泉美之松君) 國の方は金利を取りませんから、國が損したということとは言えないかと思ひますが、業者の方がその金利相当分を負担せずして、もうけたであらうということとは言へませう。

○栗山眞夫君 もうける者があれば損する者がありますよ。國庫でもその金が入つて財政投融資にでもしてごらんない、必ず利息がつくんだから。無利息で補助金にでも出せば別ですが、損する者があれば得する者がありますよ。そういう考えでは大蔵省困るが……、そうすると何です、あなた方は大して問題のないようなことをおっしゃるけれども、もし国会で問題にならなくて、しかも国税庁の長官も御存じない、間税部長も知らなかつた、こういうのだから、そういう、うんと一八%下部機構で税金が引かれておつて、こういう操作がやられて、あなた方、全然国会で問題にならなかつたときには、確定に三月の追加申告でこれだけ補充されると、そういう工合

に言い切れますか。あるいは二カ月か三カ月延びたかもしれません。あるいはもっと長く、永久に延びたかもしれない。そういうことをここでわれわれが想像し心配することは不当だと思ひますか、どうですか。

○説明員(泉美之松君) 確かに御指摘の通り、もし国会で御指摘がなかつたならば、一カ月は延びたであらうというところは言えるのでございまして、麦酒協會の方の三月の中旬、中旬の発表を見ますと、相当石数がふえておりますから、やはりそれから見ますと、一カ月以上延びたであらうということには想像できません、と思ひます。

○栗山眞夫君 まあその辺は私もビール課税問題について完全なるしろろとですから、あなた方と議論を戦わして、しつぱをつかまえるまでの自信がありませんから、きょうはこの程度にしておきますが、少くとも、こういうふうな軽率……、悪意とか善意とかいう言葉は使いたくないが、軽率なるとにかく行政措置によつて國庫に非常迷惑をかけた。逆にビール業者に利得を与えたといふことは、あなた方も御確認になつたわけですから、そういう意味で、いづれ平林君がまだ問題を保留しておられますから、後日何かされるところと思ひますから、そのときにはさういふ認識の上に立つて国税庁としての一つ質問に答えてもらいたい私は思ひますが、今の両者の質疑を聞いておられます、さういふところに責任があるのか、肝心なところに行くと申しわけなかつた、恐縮でしたというだけで、その恐縮の程度、規模、深さなどというものは全然僕らにはわからない。だから大へん僥越だけれども、僕は関連質

問で問題を整理してみただけですが、
そういうことでは私は今後国民が納得
しないと思う。もう少し十分に自己批
判をしてもらいたい、こう思うのです。
○委員長(河野謙三君) 本件に関する
調査は本日はこの程度にとどめて、本
日はこれにて散会いたします。
午後三時十四分散会

四月四日日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、たばこ耕作組合法案(衆)

たばこ耕作組合法案

たばこ耕作組合法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 事業(第八条)

第三章 組合員及び会員(第九
条—第十四条)

第四章 管理(第十五条—第三十
七条)

第五章 設立(第三十八条—第四
十四条)

第六章 解散及び清算(第四十五
条—第五十四条)

第七章 監督(第五十五条—第五
十九条)

第八章 罰則(第六十条—第六十
二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、たばこの耕作
者の協同組織の発達を促進し、も
つて葉たばこの生産の増進とたば
この耕作者の経済的社会的地位の
向上を図り、あわせてたばこ専売
事業の健全な発達に資することを
目的とする。

(種類)
第二条 たばこ耕作組合(以下「組
合」という。)は、次の各号に掲げ
るものとする。

一 地区たばこ耕作組合

二 たばこ耕作組合連合会

三 たばこ耕作組合中央会

(地区)

第三条 組合の地区は、地区たばこ
耕作組合にあつては政令で定める
区域、たばこ耕作組合連合会にあ
つては都道府県の区域、たばこ耕
作組合中央会にあつては全国の区
域とする。

2 同一の区域を地区とする組合
は、一個とする。

(法人格及び住所)

第四条 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務
所の所在地にあるものとする。

(名称)

第五条 組合は、その名称中に、次
の文字を用いなければならない。

一 地区たばこ耕作組合にあつて
は、たばこ耕作組合

二 たばこ耕作組合連合会にあつ
ては、たばこ耕作組合連合会

三 たばこ耕作組合中央会にあつ
ては、たばこ耕作組合中央会

2 組合でない者は、その名称中
に、地区たばこ耕作組合、たばこ
耕作組合連合会又はたばこ耕作組
合中央会であることを示す文字を
用いてはならない。

(登記)

第六条 組合は、政令で定めるとこ
ろにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要と
する事項は、登記の後でなければ
ば、これをもつて第三者に対抗す
ることができない。

(私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律の適用除外)

第七条 私的独占の禁止及び公正取
引の確保に関する法律(昭和二十
二年法律第五十四号)の規定は、
組合が行う行為については、適用
しない。ただし、不正な取引方
法を用いる場合は、この限りでな
い。

第二章 事業

第八条 組合は、次の事業の全部又
は一部を行うことができる。

一 たばこの耕作並びに葉たばこ
の乾燥及び調理の方法の改良

二 たばこの耕作の経営及び技術
の向上に関する指導及び宣伝

三 葉たばこの生産上必要な肥料
その他の資材の共同購入

四 葉たばこの生産上必要な資金
の借入のあつせん

五 災害により葉たばこの生産に
関し組合を直接又は間接に構成
する者の受けた損害に対する相
互の救済

六 葉たばこの生産上必要な試験
事業

七 たばこ種子の配布のあつせん

八 葉たばこの生産及び取納に関
する日本専売公社(以下「公社」
という。)の事務についての協
力

九 葉たばこの生産及び取納に関
し公社の発する指示等の伝達

十 たばこ専売法(昭和二十四年
法律第百十一号)の違反の自発
的予防

十一 前各号の事業に附帯する事
業

2 前項第三号の事業については、
組合と農業協同組合、農業協同組
合連合会又は農業協同組合中央会
(以下次項において「農業協同組合
等」と総称する。)とは、関係者間
において相互に協調を保つように
努めなければならない。

3 大蔵大臣及び農林大臣は、協議
の上、第一項第三号の事業につき
組合と農業協同組合等との調整
を図る必要があると認めるとき
は、これらの団体に対し、その調
整に関し、あつせん若しくは調停
を行い、又は必要な勧告をするこ
とができる。この場合において
は、大蔵大臣及び農林大臣は、あ
らかじめ、公社のほか農業協同組
合法(昭和二十二年法律第百三十
二号)第九十八条に規定する行政
庁たる都道府県知事の意見をきか
なければならない。

第三章 組合員及び会員

(組合員又は会員の資格)

第九条 地区たばこ耕作組合(以下
「地区組合」という。)の組合員たる
資格を有する者は、その地区組合
の地区内に住所を有するたばこの
耕作者(たばこ専売法第五条第一
項にいう耕作者をいう。以下同
じ。)とする。組合員である者がた
ばこの耕作者でなくなつた場合
(耕作の許可の取消又は耕作の引
継によりたばこの耕作者でなくな
つた場合を除く。)においては、そ
の者は、そのたばこの耕作者でな
かつた日以前における最近の耕作
の許可のあつた日の属する年の翌
年の三月三十一日(同日前に新た
に耕作の許可又は不許可の通知を
受けたときは、その通知を受けた
日)までは、引き続き、なお組
合員たる資格を有するものとな
る。

2 たばこ耕作組合連合会(以下「連
合会」という。)の会員たる資格を
有する者は、その連合会の地区の
一部を地区とする地区組合とす
る。

3 たばこ耕作組合中央会(以下「中
央会」という。)の会員たる資格を
有する者は、連合会及び都道府県
の区域内に存する地区組合が一個
である場合におけるその地区組合
とする。

(議決権及び選挙権)

第十条 組合員又は会員(以下「組合
員」と総称する。)は、各一個の議
決権及び役員又は代議員の選挙権
を有する。

2 組合員は、定数で定めるところ
により、第二十五条の規定により
あらかじめ通知のあつた事項につ
き、書面又は代理人をもつて、議
決権又は選挙権を行うことができ
る。この場合には、その組合員の
親族若しくは使用人又は他の組合
員でなければ、代理人となること
ができない。

3 前項の規定により議決権又は選
挙権を行う者は、出席者とみな
す。

4 代理人は、五人以上の組合員を
代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならぬ。

(経費の賦課)

第十一條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

3 組合員の責任は、第一項の規定による経費の負担に限る。

(加入の自由)

第十二條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(任意脱退)

第十三條 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第十四條 組合員は、次の事由によつて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

2 除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合

において、組合は、その総会の会日の十日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

二 組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあつた組合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四章 管理

(定款)

第十五條 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員の加入及び脱退に関する規定

六 経費の分担に関する規定

七 会計に関する規定

八 役員の定数、任期及び選挙に関する規定

九 事業年度

十 公告の方法

(規約)

第十六條 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は代議員会に関する規定

二 業務の執行及び会計の細目に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員)

第十七條 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、組合員が総会（設立当時の役員にあつては、創立総会）において選挙する。ただし、役員（設立当時の役員を除く。）は、定款で定めるところにより、総会外において選挙することができる。

4 役員の選挙は、無記名投票によつて行ふ。

5 理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。

(役員の任期)

第十八條 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事の責任)

第十九條 理事は、法令、法令に基いてする公社の処分、定款、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第二十八條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

(役員との兼職禁止)

第二十條 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第二十一條 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

(総会の招集)

第二十二條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第二十三條 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的なる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、総会を招集しなければならない。

第二十四條 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由

がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

第二十五條 総会を招集するには、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し各組合員に通知しなければならない。

(組合員に対する通知又は報告)

第二十六條 組合の組合員に対してする通知又は報告は、組合員の名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は報告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所にあてればよい。

2 前項の通知又は報告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(定款等の備付及び閲覧)

第二十七條 理事は、定款、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員の名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員の名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(事業報告書の提出、備付及び閲覧)

第二十八條 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録及び収支計算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主

たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項に掲げる書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員の変更)

第二十九条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の議決権の過半数による同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基いてする公社の処分、定款又は規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において

弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の場合については、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。

(役員についての商法等の準用)

第三十条 理事及び監事については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十六條第三項(任期の延長)及び第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十二条第二項(理事の業務執行)、第五十三條から第五十五條まで(理事の代表権)及び第六十一条第一項(臨時総会の招集)の規定を、監事については、第十九條、民法第五十九條(監事の職務)及び商法第二百七十八條(監査役と取締役との連帯責任)の規定を準用する。この場合において、民法第五十九條第三号中「主務官庁」とあるのは、「日本専売公社」と読み替へるものとする。

(参事及び会計主任)

第三十一条 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数により決する。

3 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一条並びに第四十二条(支配人)の規定を準用する。

第三十二条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否の決定の日七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の議決事項)

第三十三条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- 四 経費の賦課及び徴収の方法
- 五 事業報告書、財産目録及び収支計算書
- 六 毎事業年度内における借入金の最高限度
- 七 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、公社の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。

(総会の議事)

第三十四条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権

の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

(特別の議決)

第三十五条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 解散又は合併
- 三 組合員の除名

(総会についての民法等の準用)

第三十六条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、又は商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「たばこ耕作組合法第二十五条」と読み替へるものとする。

(代議員会)

第三十七条 組合員の総数が五百人をこえる地区組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき代議員会を設けることができる。

2 代議員は、組合員でなければならない。

3 代議員の定数は、定款で定める。ただし、その定数は、七十人以上でなければならない。

4 代議員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 代議員の選挙については、第七條第三項及び第四項の規定を準用する。

6 代議員会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十條第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同條第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替へるものとする。

7 代議員会においては、前項の規定にかかわらず、役員選挙(役員の変更の請求についての議決を含む)及び代議員の選挙をし、並びに第三十五條各号の事項について議決することができる。

第五章 設立

(発起人)

第三十八条 地区組合を設立するには、その組合員となりとする十五人以上の者が発起人となることを要する。

2 連合会を設立するには、その会員となりとする二以上の地区組合が発起人となることを要する。

3 中央会を設立するには、その会員となりとする二以上の連合会が発起人となることを要する。

(創立総会)

第三十九条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも十四日前までにしなければならない。

3 中央会の創立総会は、連合会の過半数の同意を得なければ、開くことができない。

4 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

5 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。

6 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつて、その会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で決する。

7 創立総会については、第十条、第三十四条第二項及び第三項、民法第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(總會の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(總會の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「たばこ耕作組合法第三十九条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

(設立の認可の申請)
第四十条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を公社に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、公社の要求があると

きは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)
第四十一条 公社は、前条第一項の認可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除いては、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする公社の処分に違反するとき。
二 事業を行うための適切な条件を欠く等その目的を達成することが困難であると認められるとき。

第四十二条 第四十条第一項の認可の申請があつたときは、公社は、申請書を受理した日から六十日以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 公社が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合において、発起人は、公社に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 公社が第四十条第二項の規定により報告書の提出の要求を発したときは、その日からその報告書が公社に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

4 公社は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判

所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

(理事への事務引継)
第四十三条 発起人は、設立の認可があつたときは、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

(成立の時期)
第四十四条 組合は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 組合が設立の認可があつた日から九十日を経過しても前項の登記をしないときは、公社は、当該認可を取り消すことができる。

第六章 解散及び清算
(解散の事由)
第四十五条 組合は、次の事由によつて解散する。

一 總會の議決
二 合併
三 破産
四 定款で定める解散事由の発生
五 組合員が一人となつたこと。
六 第五十九条第一項の規定による解散の命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散は、公社の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の場合には、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。

(合併の手続)
第四十六条 組合が合併するには、總會の議決を経なければならない。

2 合併は、公社の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の場合には、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。

第四十七条 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ總會において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の役員の任期は、最初の通常總會の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第三十五条の規定を準用する。

(合併の時期)
第四十八条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

(合併の効果)
第四十九条 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行ふ事業に関し、行政庁又は公社の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(清算人)
第五十条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)
第五十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(財産分配の制限)
第五十二条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

(決算報告書)
第五十三条 清算事務が終了ときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(解散等についての民法等の準用)
第五十四条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで(法人の清算並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百七条並びに第三百八条(法人の清算の監督)の規定を、清算人については、第十九条から第二十四条まで、第二十七条及び第二十八条、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)及び第六十一条第一項(臨時總會の招集)並びに商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)の規定を準用する。

この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは「たばこ耕作組合法第五十条」と、同法第八

十三条中「主務官庁」とあり、又は非訟事件手続法第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「日本専売公社」と読み替へるものとする。

第七章 監督

(届出)

第五十五条 組合は、次の各号に掲げる場合においては、公社の定めるところにより、必要な事項を公社に届け出なければならぬ。

一 組合が成立し、又は合併したとき。

二 規約を設定し、変更し、又は廃止したとき。

三 役員の名氏又は住所に変更があつたとき。

(報告の徴収)

第五十六条 公社は、組合から、当該組合が法令、法令に基いてする公社の処分、定款若しくは規約を守つてゐるかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることが出来る。

(業務又は会計の検査)

第五十七条 組合員がその総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする公社の処分、定款又は規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、公社は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 公社は、組合の業務若しくは会

計が法令、法令に基いてする公社の処分、定款若しくは規約に違反する疑があり、又は組合の運営が不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、何時でも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することが出来る。

(法令等の違反に対する措置)

第五十八条 公社は、第五十六条の規定による報告を徴した場合又は前条の規定による検査を行つた場合において、組合の業務若しくは会計が法令、法令に基いてする公社の処分、定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、当該組合に対し、期限を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることが出来る。

2 組合が前項の命令に従わなるときは、公社は、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の変更を命ずることが出来る。

第五十九条 次の各号に掲げる場合においては、公社は、組合の解散を命ずることが出来る。

一 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

二 組合が法令に違反した場合において、他の方法により監督の目的を達することができないと認められるとき。

2 公社は、前項の規定による命令を

しようとするときは、組合に対し、あらかじめ、その旨を理由を附して通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

第八章 罰則

第六十条 第五十六条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十七条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の刑を科する。

第六十一条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に基く政令の規定による登記を怠つたとき。

三 第十二条の規定に違反したとき。

四 第十四条第二項後段若しくは第二十九条第四項（これらの規定を第三十七条第六項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第四項の規定に違反したとき。

五 第二十条（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第二十二條（第三十七条第六項又は第五十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第二十三条又は第二十四条（これらの規定を第二十九条第五項、第三十七条第六項又は第五十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

八 第二十七条又は第二十八条（これらの規定を第三十七条第六項又は第五十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九 第三十六条（第三十七条第六項において準用する場合を含む。）又は第三十九条第七項において準用する商法第二百四十四条の規定に違反して議事録を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十 第五十一条又は第五十三条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十一 第五十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十二 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十三 第五十四条において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第五十四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十五 第五十五条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその名称中に地区たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会又はたばこ耕作組合中央会であることを示す文字を用いてゐる者は、昭和三十四年三月三十一日までは、第五條第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

3 たばこ専売法の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

(たばこ耕作組合に対する指示等)

第二十五条 公社は、たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第号）第二条に規定するたばこ耕作組合に対し、葉たばこの生産に關し必要な指示をすることが出来る。

2 公社は、前項の規定により指示を受けたたばこ耕作組合に対し、当該年度の予算の範囲内で、その指示された事項の実施に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することが出来る。

4 改正前のたばこ専売法第二十五条第一項の規定により届け出たたばこ耕作者の団体又はその連合

体でこの法律の施行の際現に存するもの(以下「旧たばこ耕作者団体」という。)は、昭和三十四年三月三十一日までは、改正後のたばこ専売法第二十五条の規定の適用については、たばこ耕作組合とみなす。

5 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び塩業組合法(昭和二十八年法律第七号)」を「塩業組合法(昭和二十八年法律第七号)及びたばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第二十七条第一項第七号中「及び塩業組合法」を「塩業組合法及びたばこ耕作組合法」に改める。
6 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中ソの次に次のように加える。

ツ たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第 号)

第二条第三号ニを削る。

7 旧たばこ耕作者団体に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八号の規定の適用除外については、昭和三十四年三月三十一日までは、なお従前の例による。

8 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「酒販組合中央会」の下に、「たばこ耕作組合」を、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の下に、「たばこ耕作組合法」を加える。

9 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「蚕糸業会」の下に、「たばこ耕作組合」を加える。

10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第一号中「農業協同組合連合会」の下に「並びにたばこ耕作組合」を加える。

第三百四十八条第四項中「塩業組合」の下に、「たばこ耕作組合」を加える。

11 たばこ耕作組合が昭和三十四年三月三十一日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産たる不動産を取得する場合における当該不動産の所有権の取得の登記については、大蔵省令で定めるところにより、登録税を免除する。

12 たばこ耕作組合が昭和三十四年三月三十一日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産の贈与を受けた場合においては、当該たばこ耕作組合の当該贈与を受けた日を含む事業年度の所得に対する法人税法の適用については、当該財産の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。

13 都道府県は、たばこ耕作組合が昭和三十四年三月三十一日までの

間に旧たばこ耕作者団体の財産たる不動産を取得する場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

14 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第 号)

四月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、たばこ専売法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十一日)

昭和三十三年四月十一日印刷

昭和三十三年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局